

目 次

は し が き

令和4年3月末現在で、厚生年金保険（第1号～第4号）および国民年金の受給者数の合計は延べ7,698万人で、前年同月に比べて33万人増加しています。これらの方々の所得に占める年金のウェイトも相当高まっており、年金制度は、国民の老後生活の基盤として、名実ともに大きな役割を果たしてきています。

このような状況から、国民の老後の生活設計を考えるうえで、年金相談は、大変に重要なものになっています。

年金相談の応対にあたっては、懇切丁寧な応対はもとより、相談者の立場にたった真摯な態度が、以前にも増して求められており、これらに応えられる手引書の重要性がますます高まっています。

本書は、昭和48年に刊行されて以来、法律改正、物価スライドが行われるつど改訂しており、内容は各公的年金制度の適用から給付、諸手続に至るまで、事例ごとに項目を整理した「年金相談の手引書」であると同時に、年金に対する理解を深めるため要点を系統的に説明した「年金制度の解説書」にもなっています。また、一般の方々にとっても、年金の知識と理解を深めるために活用できるということから好評を得て、広く利用されているところです。

今回の改訂では、令和5年4月からの年金額をはじめ、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号、「年金制度機能強化法」）の主な内容や最新の情報を収載して利便を図っています。また、巻末には「年金記録問題と特例措置」、「被用者年金一元化による主な改正点と経過措置」、「年金制度機能強化法」の概要および「受給資格期間の短縮」についてなどを収録しています。今後の年金相談や照会への対応に、本書が十分に活用されることを期待しております。

令和5年5月

第1章 年金制度のしくみ

第1 国民年金のしくみ..... 14

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1 国民年金とは／14 | 5 保険料と基礎年金の費用／23 |
| 2 保険者／16 | 6 給付の種類／33 |
| 3 被保険者／17 | 7 国民年金基金／35 |
| 4 基礎年金番号と基礎年金番号通知書／21 | 8 農業者年金基金／36 |
| | 9 年金額の改定方法／37 |

第2 厚生年金保険のしくみ..... 40

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 1 厚生年金保険とは／40 | 6 保険料／52 |
| 2 保険者／41 | 7 厚生年金基金／56 |
| 3 適用事業所／42 | 8 給付の種類／58 |
| 4 被保険者／44 | 9 被保険者期間／60 |
| 5 標準報酬月額および標準賞与額／49 | 10 年金額の改定（再評価率の改定方法／62 |

第2章 国民年金と厚生年金保険の給付

第1 老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給要件と年金額..... 68

I 老齢基礎年金..... 68

- | | |
|--------------------------------------------------|-------------------------|
| 1 老齢基礎年金の対象となるか／71 | るか／93 |
| 2 必要な加入期間があるか／72 | 5 年金額はどう計算するか／95 |
| （坑内員・船員の被保険者期間／74、
共済組合期間の特例／78、沖縄の特
例／84） | 6 付加年金を受けられる人は／100 |
| 3 加入期間とは／86 | 7 支給の繰上げ・支給の繰下げ
／101 |
| 4 老齢基礎年金はいつから受けられ
るか／93 | 8 振替加算はつくか／106 |

II 老齢厚生年金..... 110

- | |
|----------------------------|
| 1 老齢厚生年金を受けられるか／115 |
| 2 定額部分と報酬比例部分はどう計算するか／130 |
| 3 60歳台前半の在職老齢年金の調整／150 |
| 4 65歳からの老齢厚生年金はどう計算するか／159 |
| 5 在職者が退職したとき、65歳に達したとき／166 |
| 6 加給年金額はつくか／170 |
| 7 60歳台後半の在職老齢年金／176 |
| 8 在職者が70歳到達前に退職したとき／180 |

■特例老齢年金を受けられるとき／184	
第2 障害基礎年金および障害厚生年金（障害手当金）の受給要件と年 金額.....	186
I 障害基礎年金.....	186
1 国民年金の被保険者期間中などに初診日がある場合／187	
2 20歳前に初診日がある場合／192	
3 障害基礎年金の額はいくらか／195	
4 子の加算額はつくか／196	
II 障害厚生年金.....	198
1 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある場合／201	
2 障害厚生年金の年金額はどう計算するか／204	
3 配偶者の加給年金額はつくか／207	
◆障害等級表／209	
第3 遺族基礎年金および遺族厚生年金の受給要件と年金額.....	213
I 遺族基礎年金.....	213
1 国民年金の被保険者などが死亡した場合／215	
2 遺族基礎年金を受けられる遺族か／219	
3 遺族基礎年金の額はいくらか／221	
II 遺族厚生年金.....	222
1 厚生年金保険の被保険者などが死亡した場合／226	
2 遺族厚生年金を受けられる遺族か／229	
3 遺族厚生年金の額はどう計算するか／232	
4 中高齢の加算はつくか／238	
5 経過的寡婦加算／240	
◆特例遺族年金を受けられるとき／243	
第4 国民年金の寡婦年金および死亡一時金の受給要件と年金額.....	244
I 寡婦年金.....	244
II 死亡一時金.....	247
第5 離婚時における厚生年金の分割.....	250
第6 第3号被保険者期間における厚生年金の分割.....	256
第7 日本国籍を有しない人に対する脱退一時金の支給.....	260

第3章 旧法による老齢給付	
第1 厚生年金保険法による老齢年金.....	264
1 必要な加入期間があるか／265	3 加給年金額はつくか／272
2 基本年金額はどう計算するか／ 268	
第2 国民年金法による老齢年金.....	275
1 期間は一定期間以上あるか／277	3 老齢年金の額はどのように計 算するか／282
2 老齢年金はいつから受けられるか ／280	
第3 通算老齢年金.....	287
I 通算老齢年金を受けられる条件.....	289
1 通算対象期間／290	
2 通算対象期間の計算／291	
3 通算対象期間の確認請求／293	
4 2つ以上の制度に加入しているとき／294	
II 通算年金の年金額はどのように計算するのか.....	302
1 厚生年金保険の通算老齢年金の額／302	
2 国民年金の通算老齢年金の額／306	
3 船員保険の通算老齢年金の額／310	
第4章 年金の請求、支払い、支給停止等	
第1 年金の請求.....	312
1 受給要件を満たせば自動的にもらえるか／312	
2 新法の年金の裁定はどこで行われるか／317	
3 旧法の老齢年金の裁定はどこで行われるか／320	
4 年金はいつからいつまで受けられるか／321	
5 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達したとき—— 諸変更裁定／323	
第2 年金の支払い.....	325
1 年金の支払日と支払額はどのようにになっているか／325	
2 年金の支払いの通知方法はどうなっているか／327	
第3 年金の支給停止.....	330
1 支給停止の事由および内容／330	

2 年金額の改定・支給停止・受給権の消滅（まとめ）	／338
第4 年金の併給調整	346
1 国民年金の基礎年金と厚生年金保険の年金が受けられる場合	／346
2 障害基礎年金・障害厚生年金が受けられる場合	／348
3 65歳以上で遺族厚生年金と老齢給付が受けられる場合	／349
4 遺族厚生年金と遺族共済年金が受けられる場合（一元化前）	／350
5 遺族給付を含む新法・旧法間の併給調整	／352
第5 年金の受給権の消滅	354
第6 年金と税金	359
第7 不服の申立て	368
第8 年金からの介護保険料の特別徴収	371
1 介護保険制度とは	／371
2 介護保険料の年金からの特別徴収について	／372
第5章 年金請求の手続	
◎年金請求者が行う届出一覧	376
I 老齢給付（基礎年金・厚生年金）の年金請求	378
老齢厚生年金・老齢基礎年金の繰上げ請求	／393
老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰下げ請求	／395
II 65歳到達時の年金請求	396
III 障害基礎年金の年金請求	400
IV 障害給付（基礎年金・厚生年金）の年金請求	407
V 遺族基礎年金の年金請求	415
VI 遺族給付（基礎年金・厚生年金）の年金請求	424
VII 寡婦年金の年金請求	438
VIII 死亡一時金の請求	443
IX [旧厚生年金保険] 老齢年金の年金請求	445
X [旧厚生年金保険] 通算老齢年金の年金請求	455
XI [旧国民年金] 老齢年金の年金請求	462
XII [旧国民年金] 通算老齢年金の年金請求	466
年金加入期間確認請求	／471
年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（事前送付用）	／474
年金請求書の添付書類	／489

第6章 年金受給者の手続

◎手続の要点	494
◎年金受給者が行う届出一覧	495
すべての年金に共通するもの	／495
老齢給付	／496
障害給付	／501
遺族給付	／505
1 誕生日がきたとき	／508
2 氏名を変えたとき	／513
3 住所や年金の受取り先を変えるとき	／515
4 年金を受けている人が死亡したとき	／518
5 死亡した人の未払いの年金・保険給付を受けようとするとき	／520
6 年金証書をなくしたときなど	／523
7 2つ以上の年金が受けられるようになったとき	／524
新法年金を含めて2つ以上の年金受給権があるとき（年金の支払いが日本年金機構と共済組合等の組合せの場合）	／524
年金の支払いがすべて日本年金機構から行われるものである場合	／530
8 受給権発生時の胎児が生まれたとき	／535
9 加算額（加給年金額）の対象者が死亡したときなど	／537
10 年金受給権者が雇用保険法等による給付が受けられるとき	／540
11 年金の支給停止事由がなくなったとき	／542
12 特別支給の老齢厚生年金の裁定年月日から特例支給開始年齢到達日まで1年未満の人および在職により同年金の全額が支給停止されている人が、特例支給開始年齢から老齢厚生年金に加給年金額が加算されるようになったとき	／560
13 老齢厚生年金に加給年金額が加算されたようになったとき	／561
14 加算額・加給年金額の対象者である子が障害の状態となったとき	／564
15 特別支給の老齢厚生年金を受けられる人が老齢基礎年金の支給の繰上げ請求をするとき	／566
16 特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった人が老齢基礎年金・老齢厚生年金（またはいずれか一方の年金）を66歳以後に65歳からの支給を請求するとき	／570
17 特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった人が老齢基礎年金・老齢厚生年金（またはいずれか一方の年金）の支給を66歳以後に繰り下げるようとするときなど	／570
18 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人に老齢厚生年金の受給権ができたとき	／576
19 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、被保険者でなく、かつ、障害の状態に該当することにより特例を請求するとき	／579
20 特別支給の老齢厚生年金の障害者特例に該当していた受給権者の障害の程度が軽くなったとき	／583
21 加給年金額対象者である配偶者が老齢（退職）・障害の年金を受けられるようになったとき	／584

- 22 加給年金額対象者である配偶者が老齢（退職）・障害の年金を受けられなくなったとき／588
- 23 配偶者が被用者年金制度の老齢（退職）年金または障害年金を受けられるようになったため、老齢基礎年金に振替加算が加算されるようになったとき／592
- 24 振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が、額計算の基礎となる組合員等期間が240月以上である退職共済年金等を受けられるようになったとき／594
- 25 振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が、障害を支給事由とする年金給付を受けられるようになったとき／596
- 26 障害給付を受けられるために老齢基礎年金の振替加算が支給停止されていたのが、障害給付を受けられなくなったとき／598
- 27 障害基礎年金・障害厚生年金の受給権者が、生計維持関係にある配偶者または子を有するに至ったとき／600
- 28 障害給付の受給者の障害の程度が重くなったとき／605
- 29 障害給付の受給者が定められた程度の障害の状態に該当しなくなったとき／612
- 30 労働基準法による障害補償を受けられるとき／615
- 31 被保険者または被保険者であった人の死亡の当時胎児であった子が出生したとき／617
- 32 遺族給付の受給者が婚姻したときなど／619
- 33 遺族給付の受給権者の所在が1年以上不明のときなど／621
- 34 遺族基礎・厚生年金の受給権がある子などが障害の状態になったとき／624
- 35 遺族基礎年金を受けている子が父または母と生計を同じくするようになったとき／626
- 36 55歳以上60歳未満で障害の状態にある遺族厚生年金の受給権者が、60歳未満で障害の状態になくなったとき／628
- 37 共済組合等が支給する遺族年金の額に改定があったとき／629
- 38 遺族年金の寡婦加算額を受けている人が他制度から老齢（退職）年金、障害年金を受けられるようになったとき／630
- 39 障害年金と同一支給事由の他の公的年金制度等の障害給付の額が改定されて支給停止額が変わるとき／632
- 40 20歳前障害の障害基礎年金、裁定替えの障害・遺族基礎年金の受給者が旧法による年金給付を受けられるときなど／634
- 41 裁定替えの障害・遺族基礎年金の受給者が受けている旧法による年金給付の額の変更のため支給停止額が変更となるとき／636

第7章 旧公共企業体の三共済組合に係る経過措置

- 1 被保険者資格等に関する経過措置等／640
- 2 年金給付の取扱い／645

- 3 老齢給付に関する経過措置／650
- 4 障害給付に関する経過措置／654
- 5 遺族給付に関する経過措置／656
- 6 国共済法による給付に関する経過措置／657

第8章 旧農林漁業団体職員共済組合に係る経過措置

- 1 被保険者資格等に関する経過措置等／664
- 2 年金給付の取扱い／667
- 3 老齢給付に関する経過措置／668
- 4 障害給付に関する経過措置／670
- 5 遺族給付に関する経過措置／672
- 6 旧農林共済法による給付に関する経過措置／673

第9章 社会保障協定による特例措置

- 第1 社会保障協定の概要……………678
- 第2 社会保障協定による被保険者の取扱い……………682
- 第3 社会保障協定による給付の取扱い……………690

第10章 一元化前の共済組合等と恩給の給付

- 第1 一元化前の共済組合等の年金給付……………712
 - 1 退職共済年金に必要な加入期間があるか／713
 - 2 年金を受けられる年齢か／718
 - 3 退職共済年金の年金額はどのように計算するか／722
 - 4 従前の退職年金の年金額はどのように計算するか／733
 - 5 障害共済年金は受けられるか／739
 - 6 障害共済年金の年金額はどのように計算するか／740
 - ◆障害一時金／745
 - 7 遺族共済年金は受けられるか／747
 - 8 遺族共済年金の年金額はどのように計算するか／750
 - 9 従前の遺族年金の年金額はどのように計算するか／756
 - 10 退職共済年金等の受給権者が厚生年金保険の被保険者等となったとき／763
 - 11 過去に受けた退職一時金等の返還／765
- 第2 恩給のしくみと給付……………767
 - 1 恩給制度のしくみ／767
 - 2 各種恩給の給与条件とその金額／779
 - 3 恩給の改定、停止、消滅など／797
 - 4 恩給の請求手続など／803

第11章 年金相談先一覧

- 1 日本年金機構（本部・事務センター）／808
- 2 日本年金機構（年金事務所）／809
- 3 街角の年金相談センター一覧／820
- 4 地方厚生局／824
- 5 ねんきんダイヤル／825
- 6 共済組合等／827
- 7 恩給／828
- 8 厚生年金基金／828
- 9 国民年金基金／828

付 錄

（付録1）年金記録問題と特例措置／830

- 1 年金記録問題について／830
- 2 「ねんきん特別便」／836
- 3 加入記録が年金給付に結びつく例／838
- 4 年金時効特例法について／841
- 5 年金記録の訂正請求手続について／844
- 6 遅延加算金法について／845
- 7 厚生年金特例法について／846
- 8 「ねんきん定期便」／848
- 9 延滞金軽減法について／850
- 10 特定期間の保険料納付／852
- 11 特定事由に係る特例保険料の納付申出／854

（付録2）被用者年金一元化による主な改正点と経過措置／857

（付録3）受給資格期間の短縮について／883

（付録4）「年金制度機能強化法」による主な改正点／894

第1章 年金制度のしくみ

第1 国民年金のしくみ

1 国民年金とは

国民年金は、老齢、障害、死亡について、必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。（国年法1）

国民年金は、被用者年金制度である厚生年金保険に加入していない一般の人々のほか、厚生年金保険の被保険者およびその配偶者も国民年金の被保険者となります。したがって、民間企業等に勤務する人や公務員、私立学校の教職員などは、厚生年金保険とともに国民年金にも加入することになり、同時に2つの年金制度に加入することになります。

※被用者年金制度には、平成27年10月前は、①厚生年金保険、②国家公務員共済組合、③地方公務員共済組合、④私立学校教職員共済——の4つの制度がありました（被用者年金一元化法による改正前の国年法5①）。なお、船員保険については昭和61年4月1日から、職務外年金部門は厚生年金保険に統合されています。

平成9年4月には、旧公共企業体の三共済組合（日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合、日本鉄道共済組合）の長期給付事業が、厚生年金保険に統合され、また、平成14年4月には、旧農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険に統合されました。そして、平成27年10月には、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合および私立学校教職員共済の長期給付事業が厚生年金保険に一元化されました。

●共通の基礎年金を支給

国民年金は、老齢、障害、死亡について、すべての人に共通の基礎的な年金

第2章 国民年金と厚生年金保険の給付

第1 老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給要件と年金額

I 老齢基礎年金

●老齢基礎年金の受給要件

老齢基礎年金は、昭和61年4月1日に60歳未満の人、つまり大正15年4月2日以後に生まれた人を対象としています。ただし、昭和61年3月31日以前にすでに被用者の年金制度の老齢(退職)年金の受給権のある人は、引き続き旧制度の年金が支給されて、老齢基礎年金の対象とはなりません。(法附6031)

老齢基礎年金は、加入期間が10年以上ある人が65歳に達したときに受けられます(国年法26、法附6012)。年金機能強化法の改正により、平成29年8月から、老齢基礎年金の受給資格期間は25年から10年に短縮されています。

なお、65歳という支給開始年齢は、昭和16年4月1日以前に生まれた人については、繰上げ支給の請求をすると60歳以上64歳までの希望する年齢まで引き下げられ(国年法附9の2)、繰下げ支給の申出をすると66歳以上70歳までの希望する年齢まで引き上げられます(国年法28)。また、昭和16年4月2日以後に生まれた人については、繰上げ支給の請求をすると60歳以上65歳未満までの希望するとき(月)まで引き下げられ(国年令12①)、繰下げ支給の申出をすると66歳以上75歳(または70歳)までの希望するとき(月)まで引き上げられます(国年令4の5①)。

●老齢基礎年金の年金額

本来の老齢基礎年金の年金額は780,900円に改定率(令和5年度は新規裁定者1.018、既裁定者1.015)を乗じて得た額(新規裁定者780,900円×1.018=795,000円、既裁定者780,900円×1.015=792,600円)とされています。

これによって令和5年度の老齢基礎年金の年金額は、新規裁定者795,000円(月額66,250円)、既裁定者792,600円(月額66,050円)となります。(国年法27)

ただし、保険料納付済期間が40年(昭和16年4月1日以前に生まれた人については、昭和36年4月1日からその人が60歳に達するまでの年数=加入可能年数)に不足する場合は、その不足する期間に応じた分だけ減額されることになり、次の式で計算した額が支給されます。(法附6013)

$$795,000 \text{円} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{保険料納付済月数} \\ \hline \text{月数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{保険料全額免除月数} \\ \hline \text{月数} \end{array} \right) \times \frac{1}{2} + \left(\begin{array}{l} \text{保険料3/4免除月数} \\ \hline \text{月数} \end{array} \right) \times \frac{5}{8} + \left(\begin{array}{l} \text{保険料1/2免除月数} \\ \hline \text{月数} \end{array} \right) \times \frac{3}{4} + \left(\begin{array}{l} \text{保険料1/4免除月数} \\ \hline \text{月数} \end{array} \right) \times \frac{7}{8}}{480 \text{月}} = 792,600 \text{円}$$

*国庫負担割合が2分の1に引き上げられる前の平成21年3月以前に保険料免除された期間については、全額免除期間は3分の1、4分の3免除期間は2分の1、半額免除期間は3分の2、4分の1免除期間は6分の5で、それぞれ計算されます。

*上記の計算式の保険料免除期間には、学生の納付特例期間および納付猶予期間は含まれません。

*任意加入被保険者は、保険料納付済期間および保険料免除期間(保険料の全額または一部免除期間)を合算した月数が480月に達したときに資格を喪失することとなります。

振替加算

老齢厚生年金・退職共済年金等の配偶者加給年金額の対象となっていた人のうち、昭和41年4月1日以前に生まれた人に支給される老齢基礎

II 老齢厚生年金

●老齢厚生年金の受給要件

65歳から支給の老齢厚生年金

老齢厚生年金は、厚生年金保険の被保険者期間のある人が、老齢基礎年金の受給権を得たときに、老齢基礎年金に上乗せする形で支給されます。したがって、支給開始年齢は、老齢基礎年金と同時の65歳です。（厚年法42、厚年法附14、法附6048・57）

64歳まで特別支給される老齢厚生年金

昭和16年（女子は昭和21年）4月1日以前に生まれ、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている人には、60歳から65歳に達するまでの間、定額部分と報酬比例部分を合わせた額の特別支給の老齢厚生年金が支給されます。（厚年法附8）

また、昭和16年4月2日から昭和24年4月1日（女子は昭和21年4月2日から昭和29年4月1日）までの間に生まれた人については（障害者・長期加入者および坑内員・船員を除く）、特別支給の老齢厚生年金の定額部分支給開始年齢は生年月日に応じて61歳から64歳とされ、60歳からその年齢に達するまでの間、報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金が支給されます。（法附平(6)19、20）

特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ

平成12年の法律改正により、昭和24年4月2日から昭和28年4月1日（女子は昭和29年4月2日から昭和33年4月1日）までの間に生まれた人には、60歳から65歳に達するまでの間、報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金が支給されますが、昭和28年4月2日から昭和36年4月1日（女子、坑内員・船員は昭和33年4月2日から昭和41年4月1日）までの間に生まれた人については、報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金（障害者・長期加入者および坑内員・船員は定額部分もあわせて支給される）の支給

開始年齢は生年月日に応じて61歳から64歳とされます。そして、昭和36年4月2日（女子、坑内員・船員は昭和41年4月2日）以後生まれの人には、特別支給の老齢厚生年金は支給されず、65歳に達してから老齢厚生年金が支給されることとなります。

繰上げ支給の老齢厚生年金

上記のように特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が引き上げられる人については、60歳から繰上げ支給の老齢厚生年金を受けることができます。この繰上げ支給の老齢厚生年金には、昭和36年4月2日（女子、坑内員・船員は昭和41年4月2日）以後生まれの人を対象とした本来のものと、昭和28年4月2日から昭和36年4月1日（女子、坑内員・船員は、昭和33年4月2日から昭和41年4月1日）までの間に生まれた人を対象とする経過的なものとの2つがあります。（厚年法附7の3①、13の4①、13の5①）

●老齢厚生年金の年金額

65歳からの老齢厚生年金の年金額

65歳からは、老齢基礎年金に老齢厚生年金を加えた額が支給されます。老齢厚生年金の額は、報酬比例の年金額に加給年金額を加算した額です。報酬比例の年金額の計算式は以下のようになります。（厚年法43、法附6059①、法附平(12)20①②、21①②③、措置令平(16)1-3）

なお、報酬比例の年金額には、当分の間、経過的加算（特別支給の老齢厚生年金の定額部分と老齢基礎年金の差額）が行われます。（法附6059②）

<被保険者期間の全部または一部が平成15年4月前の場合の年金額>

平成15年4月からの総報酬制の導入に伴い、被保険者期間の全部または一部が平成15年4月前の人への報酬比例の年金額は、次の式で計算した額になります。（法附平(12)20①②）

$$\text{平均標準報酬月額} \times \left(\frac{9.5}{1000} \sim \frac{7.125}{1000} \right) \times \text{平成15年3月以前の被保険者期間の月数} +$$

$$\text{平均標準報酬額} \times \left(\frac{7.308}{1000} \sim \frac{5.481}{1000} \right) \times \text{平成15年4月以降の被保険者期間の月数}$$

第5 離婚時における厚生年金の分割

平成16年の法律改正によって、平成19年4月から、離婚時に厚生年金の分割が可能となるしくみ（離婚分割）が設けられました。

● 基本的なしくみ

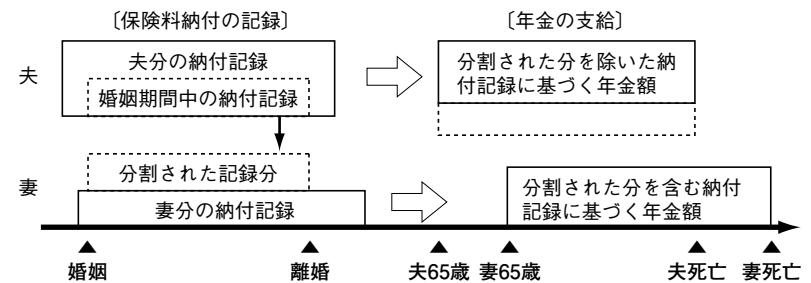
離婚分割の基本的なしくみは、離婚当事者の婚姻期間中の厚生年金保険の保険料納付記録を、離婚時に限って当事者間で分割することを認めるというもの。この分割は、平成19年4月1日（施行日）以降に成立した離婚を対象としますが、施行日以前の厚生年金保険の保険料納付記録も、この分割の対象となります。分割割合（分割を受ける人の厚生年金の保険料納付記録の持分）は、5割が上限となります。

離婚当事者間の協議で分割割合について合意のうえ、年金事務所に厚生年金の分割の請求を行います。合意がまとまらない場合には、離婚当事者の一方の求めにより、家庭裁判所が分割割合を定めることができます。

● 分割後の給付等

離婚分割によって、保険料納付記録の分割を受けた人は、自分自身の厚生年金の受給資格（老齢・障害等）に応じた年金を受給することができます。ただし、自分自身が老齢に到達するまでは老齢厚生年金は支給されません。また、分割を行った元配偶者が死亡しても自分自身の厚生年金の受給権には影響しません。

分割は厚生年金（報酬比例部分）の額にのみ影響し、基礎年金の額には影響しません。なお、原則として、分割された保険料納付記録は厚生年金の額の算定の基礎となります。年金受給資格期間等には算入されません。（厚年法78の2）



● 具体的な按分割合と標準報酬の改定（決定）方法

＜当事者それぞれの保険料納付実績の比較＞

離婚分割では、婚姻期間（対象期間）中の標準報酬を再評価したもの（対象期間標準報酬総額）が多い人が、少ない人に対して標準報酬の分割を行うことになります。

分割を行う側の人、つまり対象期間標準報酬総額が多い人を第1号改定者といい、分割を受ける側の人、つまり対象期間標準報酬総額が少ない人を第2号改定者といいます。

＜按分割合＞

按分割合は、当事者双方の対象期間標準報酬総額の合計額のうち、分割における第2号改定者の持分が示されることになります。

（例）按分割合50%の場合

【分割前】

第1号改定者	第2号改定者
75%	25%

【分割後】

第1号改定者	第2号改定者
50%	50%

按分割合の上限は常に50%で、分割によって第2号改定者の持分が第1号改定者の持分を超えないようになります。

また、按分割合の下限は、当事者双方の対象期間標準報酬総額の合計額のう

第4章 年金の請求、支払い、支給停止等

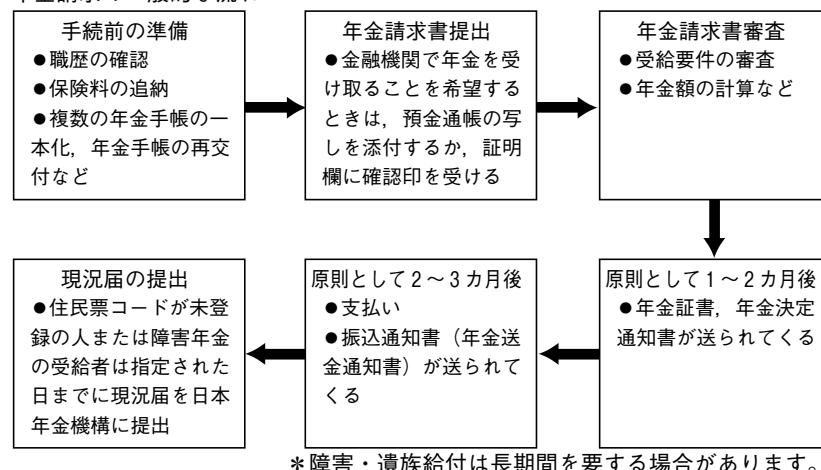
第1 年金の請求

1 受給要件を満たせば自動的にもらえるか

年金を受ける権利は、要件がととのったときに事実上発生しますが、要件を満たした人は、要件をすべて満たしていることの確認を受ける必要があります。この受給権の存在の確認をすることを裁定といいますが、年金を受けられる要件をすべて満たしたときは、厚生労働大臣または厚生年金保険の実施機関に裁定の請求（年金の請求）を行うこととなっています。（国年法16、厚年法33）

したがって、厚生労働大臣等は裁定の請求（年金の請求）があったときは、要件を確認して、要件がととのっているときには、年金を受ける権利があることを証する年金証書と確認（決定）の通知書を請求者に送付しています。

年金請求の一般的な流れ



■留意点――

1 国民年金・厚生年金保険の年金請求

(1) 年金請求は最終管轄年金事務所または街角の年金相談センターへ

年金の請求を行う場合は、事前送付されてくる年金請求書または年金事務所、街角の年金相談センターもしくは各共済組合などに備えてある年金請求書に、必要な事項の記入と年金請求書に記載されている必要な書類を添えて、年金事務所、街角の年金相談センターまたは各共済組合などに提出することとなっています。

年金請求書を年金事務所に提出する場合は、通常は、最後に被保険者であったときの事業所を受け持つ年金事務所（年金請求をするとき被保険者である人の場合は、勤務している事業所を受け持つ年金事務所）となります。

しかし、すでに退職し、郷里に帰っているようなときは、最終の管轄年金事務所でなくとも、最寄りの年金事務所でも受け付けてもらいます。なお、最後の被保険者期間が国民年金（第1号・第3号）または共済組合等の組合員または加入者の人が年金を請求する場合は住所地を管轄する年金事務所へ提出することになります。

また、海外在住の人が年金請求する場合は、日本国内の最終住所地を管轄する年金事務所となっています。

(2) 年金事務所での審査、裁定

年金事務所では、年金請求書を受け付けますと、その記入内容に誤りがないか、記入もれや添付書類にもれがないかどうか点検します。もし、記入誤りや記入もれがあった場合、それが、氏名や住所のフリガナのように、容易に補正できる場合は、補正を行いますが、受取機関の名称や所在地などがなにも記入されていなかったり、添付書類にもれがあるようなときは、年金事務所では補正ができませんので、年金請求書を返戻するかその旨を連絡し、これらを補正します。

第5章 年金請求の手続

年金請求者が行う届出一覧

年金請求する事情	年金請求書等の名称	添付する主な書類等	該当頁
老齢給付（基礎年金・厚生年金）の年金請求をしようとするとき	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（様式第101号）	基礎年金番号通知書等戸籍の抄本または市区町村長の証明	378
特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に達して年金請求をしようとするとき	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）		396
障害基礎年金の年金請求をしようとするとき	年金請求書（国民年金障害基礎年金）（様式第107号）	基礎年金番号通知書等戸籍の抄本または市区町村長の証明 所定の医師または歯科医師の診断書病歴状況等申立書	400
障害給付（基礎年金・厚生年金）の年金請求をしようとするとき	年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）（様式第104号）	基礎年金番号通知書等戸籍の抄本または市区町村長の証明 所定の医師または歯科医師の診断書病歴・就労状況等申立書	407
遺族基礎年金の年金請求をしようとするとき	年金請求書（国民年金遺族基礎年金）（様式第108号）	死亡した人の基礎年金番号通知書等 身分関係を明らかにできる戸籍の謄本 死亡診断書	415
遺族給付（基礎年金・厚生年金）の年金請求をしようとするとき	年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）（様式第105号）	死亡した人の基礎年金番号通知書等 身分関係を明らかにできる戸籍の謄本 死亡診断書	424
寡婦年金の年金請求をしようとするとき	年金請求書（国民年金寡婦年金）（様式第109号）	夫の基礎年金番号通知書等 夫および受給権者の戸籍の抄本	438
死亡一時金の請求をしようとするとき	国民年金死亡一時金請求書	死亡者の基礎年金番号通知書等 死亡者および請求者の戸籍の抄本	443

年金請求する事情	年金請求書等の名称	添付する主な書類等	該当頁
旧厚生年金保険の老齢年金の年金請求をしようとするとき	厚生年金保険老齢年金請求書（様式第193号）	基礎年金番号通知書等戸籍の抄本または市区町村長の証明	445
旧厚生年金保険の通算老齢年金の年金請求をしようとするとき	厚生年金保険通算老齢年金請求書（様式第194号）	基礎年金番号通知書等戸籍の抄本または市区町村長の証明 通算対象期間確認通知書または年金証書等の写し	455
旧国民年金の老齢年金の年金請求をしようとするとき	国民年金老齢年金請求書（様式第191号）	基礎年金番号通知書等	462
旧国民年金の通算老齢年金の年金請求をしようとするとき	国民年金通算老齢年金請求書（様式第192号）	基礎年金番号通知書等	466
年金制度加入期間の確認の請求をしようとするとき	年金加入期間確認請求書		471

※事前送付用年金請求書（「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）事前送付用」）については、474～488頁に掲載してあります。

なお、事前送付用年金請求書の添付書類については、年金請求書といっしょに送られてくる「年金の請求手続きのご案内」を参照してください。

※平成27年10月からは、被用者年金の一元化により厚生年金に関する届書等（一元化前に権利が発生した共済年金に関する各種届書等および障害給付の届書等の一部の届書を除く）は、いわゆるワンストップサービスとして日本年金機構（年金事務所）または各共済組合等の実施機関（国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済）のどの窓口でも受け付けられることになっています。

※平成29年1月以降に送付される年金請求書（4月生まれ）については、個人番号記入欄に請求者本人の個人番号（マイナンバー）を記入するようになっています。年金請求書にマイナンバーを記入することにより、生年月日に関する書類（住民票等）の添付が原則不要となります。詳細については、年金請求書に記載している注意事項および492頁を確認してください。

第6章 年金受給者の手続

手続の要点

年金受給者は、引き続いて年金を受けるために、毎年1回、厚生労働大臣に現況届を提出するなど、定められた手続を行うことになっています。

届書の用紙

それぞれの手続に必要な届書の用紙は、年金事務所に用意されています。

また、基礎年金（厚生年金等の上乗せ給付のないものに限る）、寡婦年金および旧国民年金法の年金に関する届書の用紙は、市区役所または町村役場にも用意されています。

届書の提出先

届書の提出先は、原則として住所地を管轄する年金事務所です。

ただし、現況届の提出先は、日本年金機構本部（〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24）です。

また、基礎年金（厚生年金等の上乗せ給付のないものに限る）、新法の寡婦年金および旧国民年金法の年金に関する届書の一部については、提出先は住所地の市区役所または町村役場となっています。

なお、老齢給付（旧国民年金法によるものを除く）を受給している人が就職したときは年金証書を事業主に提出してください。

添付書類や届書の記入のしかたについては、届書に記載してある注意事項をよく読んでください。

※平成27年10月からは、被用者年金の一元化により厚生年金に関する届書等（一元化前に権利が発生した共済年金に関する各種届書等および障害給付の届書等の一部の届書を除く）は、いわゆるワンストップサービスとして日本年金機構（年金事務所）または各共済組合等の実施機関（国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済）のどの窓口でも受け付けられることになっています。

年金受給者が行う届出一覧

◎すべての年金に共通するもの

提出を必要とする事情	届書の名称	届書に添付する主な書類等	提出期限	該当頁
誕生月がきたとき	年金受給権者現況届（ハガキ様式）	診断書（診断書は障害年金のみ）	毎年誕生月の末日など	508
氏名をえたとき	年金受給権者氏名変更届	年金証書	10日以内（国民年金14日以内）	513
住所や年金の受取り先をえるとき	年金受給権者住所変更届 年金受給権者受取機関変更届	なし	10日以内（国民年金14日以内）	515
年金を受けている人が死亡したとき	受給権者死亡届（様式第515号）	年金証書、死亡を証する書類	10日以内（国民年金14日以内）	518
死亡した人の未払いの年金・保険給付を受けようとするとき	未支給年金・未支払給付金請求書（様式第514号）	年金証書、死亡した人と請求する人の続柄がわかる戸籍謄本、死亡した人と生活をともにしていたことを証する書類	すみやかに	520
年金証書をなくしたときなど	年金証書再交付申請書	汚れたり、破れたときはその年金証書	そのつど	523
2つ以上の年金が受けられるようになったとき	年金受給選択申出書（様式第202号） (様式第201号)		すみやかに	524 530

第9章 社会保障協定による特例措置

第1 社会保障協定の概要

日本と諸外国の間において国際的に活発な人的交流が行われていることとともに、日本の事業所から海外にある支店や駐在員事務所などに派遣される日本人が増加しています。このような海外に派遣される人については、年金制度をはじめとする日本の社会保障制度と就労地である外国の社会保障制度にそれぞれ加入し、両国の制度の保険料を負担しなければならないことがあります（いわゆる二重加入の問題）。

また、派遣期間が比較的短い場合、外国の年金制度の加入期間が短いことから、年金が受けられないなど、外国で納めた保険料が結果的に掛け捨てになってしまうこともあります（いわゆる保険料掛け捨ての問題）。

社会保障協定は、このような問題を解決するために、二国間で協定を締結することによって、年金制度等の二重加入を防止するとともに、加入期間の通算規定が含まれている場合には、外国の年金制度の加入期間を考慮して年金が受けられるようにしようとするものです。

1 二重加入の防止

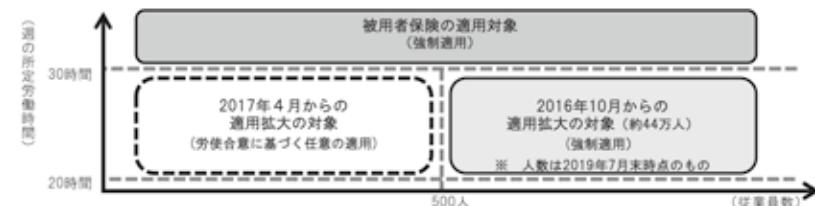
二重加入防止の基本的な考え方は、事業所から海外に派遣される人などの社会保障制度の取扱いに関して、就労地国の制度のみに加入することを原則とし、一時的な派遣者については、派遣元国との雇用関係が深いことを考慮して、例外的に、派遣元国の制度のみに加入するというものです。これは、二重加入を防止するために、一時的な派遣者については、就労地国の制度との関係よりも派遣元国の企業との雇用関係を重視し、派遣元国の制度に継続して加入すべきであるという考え方によるものです。

（付録4）「年金制度機能強化法」による主な改正点

1. 被用者保険の適用拡大に係る改正

（1）適用拡大の経緯

これまでの経緯を振り返ってみると、2016（平成28）年10月1日から、従業員500人超の企業で、週労働時間20時間以上、月額賃金8.8万円以上等の要件を満たす短時間労働者に適用拡大が行われました（平成24年法律第62号の「年金機能強化法」による改正）。そして、2017（平成29）年4月1日からは、従業員500人以下の企業について、労使の合意に基づき企業単位で適用拡大が可能とされ、国や地方公共団体では規模にかかわらず適用とされました（平成28年法律第114号の「持続可能性向上法」による改正）。



2013（平成25）年に公布された「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）の附則第6条では、第2項で、「政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必

年金相談の手引

昭和48年 2月15日 初版発行
平成14年 3月12日 第30版発行
平成15年 3月28日 第31版発行
平成16年 3月24日 第32版発行
平成17年 4月26日 第33版発行
平成18年 4月24日 第34版発行
平成19年 5月24日 第35版発行
平成20年 5月30日 第36版発行
平成21年 5月20日 第37版発行
平成22年 5月27日 第38版発行
平成23年 5月28日 第39版発行
平成24年 5月28日 第40版発行
平成25年 5月23日 第41版発行
平成26年 5月29日 第42版発行
平成27年 5月25日 第43版発行
平成28年 5月26日 第44版発行
平成29年 5月26日 第45版発行
平成30年 5月28日 第46版発行
令和元年 5月30日 第47版発行
令和2年 5月30日 第48版発行
令和3年 5月25日 第49版発行
令和4年 5月25日 第50版発行
令和5年 5月24日 第51版発行

編集兼
発行者 谷 野 浩 太 郎

発行所 社会保険研究所

東京都千代田区内神田 2-15-9

The Kanda 282

電話 03(3252)7901(代)

印刷／製本 ケイアール

落丁・乱丁本はおとりかえします
〈不許複製〉